

「須賀川市高齢者生活応援商品券」の使用期限と敬老事業見直しのお知らせ

市民の皆様へ、「商品券の使用期限」と「敬老事業の見直し」についてお知らせします。

1. 「高齢者生活応援商品券」について

本市で配布しております「高齢者生活応援商品券」の使用期限が近づいています。

お手元に未使用の商品券がある方は、期限内にお早めにご使用ください。

◆ 使用期限：令和8年10月31日（土）まで

【ご注意ください！】

使用期限を過ぎた商品券につきましては、物品等との引き換えができず、無効になりますのでご注意ください。

※最新の「使用可能店舗（加盟店一覧）」は、須賀川市のホームページに掲載しています。

【市公式ホームページ】

（ホーム＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉＞いきいきと過ごすために＞

高齢者生活応援商品券（1万円）について）



高齢者生活応援商品券

2. 敬老事業の一部見直し（変更）について

本市では、持続可能な行政運営と、限りある財源をより効果的に活用した高齢者福祉の充実を目指し、慎重に事業の見直しを行った結果、今年度から敬老事業を下記のとおりとすることとしました。

ご理解をお願いします。

【見直し内容】

今年度から廃止となる事業	今後も継続する事業
・「須賀川市敬老祝商品券」の交付 ・「88歳（米寿）」に対する敬老祝金	・「100歳（百寿）」に対する敬老祝金 ・「地域敬老事業補助金」の交付

【市公式ホームページ】

（ホーム＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉＞いきいきと過ごすために＞

敬老事業の一部見直しについて）



敬老事業の一部見直しについて

◆ お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係 電話：0248-88-8116